

平成28年度第4回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成29年1月31日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

## 平成28年度第4回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成29年1月31日（火）

午前10時～午後零時02分

区役所本庁舎6階 第三委員会室

- 1 開 会
- 2 審 議
  - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
  - (2) 新宿区みどりの基本計画の改定について
- 3 連絡事項
- 4 閉 会

### ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第13期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの基本計画の改定について
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 6 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 7 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）
- 8 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

### 審議会委員 13名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	斎 藤 馨	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	武 山 昭 英
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	小 野 栄 子
委 員	丹 羽 宗 弘	委 員	小 島 健 志
委 員	椎 名 豊 勝	委 員	藤 田 茂

委員 鶴田由美子

◎開会

**みどり公園課長** 皆様おはようございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第4回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず初めに、開会に先立ちまして、本日の審議会の傍聴の許可と、資料の公開についてお諮りしたいと思います。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになっておりませんが、事務局といたしましては、本日の審議内容から公開しても支障がないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** また、本日の資料ですが、資料3の指定及び解除審議対象樹木の写真につきましては、個人情報が含まれているため非公開とし、それ以外は公開とさせていただきたく、御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。このため、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録としまして、区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承願います。

なお、本日の会議でございますが、12時に目途に終了したいと考えております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際にはお手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら5番を押して終了していただきたいと思ます。

それではこれより議事進行を会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

**熊谷会長** はい、かしこまりました。

本日は1月31日、末日ですが、明けましておめでとうございます。

それでは、平成28年度の第4回のみどりの推進委員会を開会いたします。

初めに、事務局より本日の出席状況について御報告をお願いいたします。

**みどり公園課長** 本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は池邊委員、間座委員から欠席の連絡をいただいております。このため本日は15名中13名の出席によりまして、審議会は成立しております。

**熊谷会長** ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 皆様のお手元にごございます資料につきまして御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。

まず議事次第がA4で1枚です。次に資料1としまして、みどりの推進審議会の委員名簿、こちらが1枚です。続きまして資料2、保護樹木等の指定及び解除について、こちらがA4で5枚の資料になります。続きまして資料3、指定及び解除審議対象樹木の写真、こちらがA4カラーで3枚の資料ですが、こちらは終わった後、回収資料とさせていただきます。続きまして資料4が新宿区みどりの基本計画の改定についてということで、こちらがA4が12枚、A3が1枚という資料になります。続きまして資料5になります、こちらが新宿区みどりの条例及び同施行規則になります。続きまして資料6ですが、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブックの小冊子になります。続きまして資料7です。新宿区みどりの基本計画、こちらが回収資料になります。資料8としまして新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）、こちらも回収資料とさせていただきます。

以上、資料の不足がございましたら事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

**熊谷会長** いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

---

#### ◎保護樹木等の指定及び解除について

**熊谷会長** それでは、議事を始めさせていただきたいと思います。

本日の審議事項は保護樹木等の指定及び解除について、それと、みどりの基本計画の改定についての2件でございます。

初めに保護樹木等の指定及び解除についての御審議をお願いしたいと思います。

それでは事務局、説明をお願いいたします。

**事務局担当** みどりの係の柴田です。よろしく願いいたします。

資料2と資料3をお手元に置いてごらんください。あわせて前のパワーポイントのほうもごらんください。

資料2の表にあるものをパワーポイントで書いてございます。公有地保護樹木につきましては指定、解除ともにございませぬ。保護樹木に関しましては指定件数5件、本数が14本、解除件数も5件、解除の本数は8本。今回は保護樹林に関しては指定はございませぬが解除が1件ございまして、解除面積が519平方メートルとなります。

保護樹木につきましては5件ございまして、14本です。1、2、3、4とございまして、1につきましてはお寺さんでございまして、新規の物件になります。2番、3番もお寺さんになりまして、これは既存の樹木に追加ということになります。4番も追加の個人宅になります。5番については新規の案件で、マンションにある桜でございまして。

先ほど1番ということで御説明させていただきました、喜久井町にある感通寺というお寺でございまして。これにつきましてはサトザクラの木がございまして、候補の1番、ごらんとおり非常にいい感じで育っているような感じでございまして。

これは2番目のヒマラヤスギになります。これも非常に樹形がいいような、丸で覆っている感じが非常に樹高も高く、根元の状況も見ただけだとわかるんですが、非常に生育もいい状態でございまして。

次が西早稲田の亮朝院というお寺さんでございまして。こちらにつきましてはもう既存でかなり保護樹木があるんでございまして、新たに成長したものがございまして、2本候補がございまして、1本がムクノキでございまして。写真を見ていただくと、根元にちょっと石碑のようなものがあるんですが、成長を阻害するようなものではなく、木の勢いというんですか、樹勢も非常にいいようなものでございまして、高さも非常に高いような状況でございまして。

同じく亮朝院の、今度はケヤキでございまして。見ていただくとわかるとおり、非常によく育っておりまして、根元の状況もよろしいということで、これも候補でございまして。

3番でございまして。榎町にある済松寺というお寺でございまして。もともとここは保護樹林にもなっておりまして、その中で特に育ちがいいものを5本、指定させていただきたいと思っております。

1本はエノキでございまして、高さ15メートルの幹回りが2.3メートルという、非常に巨木でございまして。

候補の2番目ということでケヤキでございまして。これも幹回りが非常に大きくて、2.3メ

ートル。高さが16メートルということでございます。

次もイチョウでございます、高さが15メートル、幹回りが1.9メートルということで、非常に巨木でございます。

候補の4番目、ケヤキでございます。高さが15メートル、これも幹回りが2メートルということでございます。

候補の5番でございます。スダジイ、高さ11メートル、幹回りが1.8メートルということで、非常にこれも大きい木でございます。

次は個人宅でございます、下落合二丁目のお屋敷の木でございます。スダジイでございます、高さが9メートル、幹回りが2メートル弱というところでございます。これがスダジイの写真でございます、非常に生い茂っている状態でございます。

次が中里町のパークハイム神楽坂というところで、江戸川橋通りにある非常に大きいマンションでございます、かつては木造の家が並んでいたようなところを、ミニ再開発で建物を建てまして、14階建てのマンションだと思うのですけれども、その通路と広場のところに桜を植えてございます。その桜の木が築大体十七、八年たつてこれだけ太くなってきたということで、ソメイヨシノの4本を指定させていただきたいということで、所有者のほうから申し出が出たということございまして、写真としては非常によく育っているような状況でございます。3本目もこのような状況でございます。4番目もこのような。

共有部分に生えている木でございます、皆さん方の財産ということになっておりますので、当然建てかえ等はございませんし、共有部分ですので切ったりするおそれは全くないということなので、育ちもいいようですので、これも指定したいということで、今回審議に上げさせていただきました。

解除についてはまず保護樹木の1、2、3、4、5とありまして、1番の昭和63年のヒマラヤスギについては、これは個人宅でございます。

昭和49年の2、3です。2番については河田町の月桂寺というお寺でございます。

3番の西早稲田三丁目の亮朝院という、先ほど新規で指定があったところでございます。

4番についてはお屋敷林の、後ほど保護樹林とセットになるんですけれども、大地主さんの、地元の名家の方の樹木でございます、4本ほどございます。

5番については、東京女子医大の、昔体育館とテニスコートがあったところなんですけれども、そこを売却するというので指定解除の申出が出されました。これが以上でございます。

まず一番最初の西落合四丁目の一般宅の木でございます。地図を見ていただければわかるとおり、窮屈なところに生えているような土地でございます。土地利用上どうしても建てかえ等もあるということで、更地で売買したいということで申請が出されました。剪定も無理やりやっているようなところがございまして、ちょっと樹形もよくないという、そういう状況でございます。

先ほど言った月桂寺でございます。月桂寺のケヤキにつきましては、葉っぱはあるようなんですけれども、根元にコフキダケというものが生えておりまして、養分をとられているという状況です。それで、レジストグラフといいます精密診断をしたところ、腐朽率が70%ということで、これはもう回復の見込みがないであろうということで、このままでいくと枯れてしまうということなので、これは解除したほうがいいだろうということで、解除後は伐採になるのかなという形でございます。

3番、これはもう見ていただけるとおりですね、ケヤキの形をなしてないという形でございます。先ほど言った亮朝院で樹木診断した際に見つけた木でございます。見ていただけるとおり、もう一本棒で木の形をなしていないという状況でございます。拡大図でございます。もう枯れている状況というのですか、もう生きていないということで、これはもう枯れてしまっているのです、やむを得ないだろうというところですよ。

次は中落合四丁目の一般宅ということで、大地主さんが持っている木でございますが、昭和50年に指定はされているのですけれども、母屋というのか、家のほうがかなり古くなってしまったということで建てかえをしたいと、売却ではないのですけれども。そうすると、入り口部分等に生えている木をどうしても撤去せざるを得ないということで申出がされました。

それで、私も直接所有者さんに会いまして、何とか残せないだろうかと、細街路といいます、4メートルに満たない部分にある木も何とか特例で残せないかというような交渉もしたんですけれども、どうしても入り口部分で、とにかく建てかえのために支障になってしまうということなので、やむを得ないだろうということなので今回、御審議に諮ることになりました。

これがスダジイでございます。かなり大きい木でございます。一部株立ちというのですか、二本立ちになっているところの一本が枯れておりまして、一本としては1.09メートルしかないというものでございます。

次も同じくスダジイでございます。結構これもいい木なのですけれども、やむを得ない

ということで、受けております。

これは珍しいんですが、カキノキの保護樹木ということなんですが、カキノキなのでちょっと曲がって立っているような状況です。

次が、保護樹林なので500平米ぎりぎりなものですから、ちょっと上から撮れなかったので、どんなふうに生い茂っているかというところで撮ったものでございます。保護樹林の看板が見えるかなというところでございます。

5番、河田町の先ほど言った東京女子医大の離れて持っているところなんですけれども、隣がたしか看護婦寮がありまして、そこが体育館とテニスコートがあったところなんですけれども、こちらについてはもうテニスコートも体育館もなく更地のような状態でございます。桜の木が1本ぽつんと入り口に立っているんですけれども、樹形は余りよくないのですが、こちらもう建てかえ上の支障になるということで、解除申出が出されております。根元の状況が、余りいい状況ではないというところでございます。

今回御審議いただく、前回との比較でございます。公有地保護樹木については増減ございません。保護樹木につきましては269件で増減はないんですけれども、新規が2件ございまして、同じく解除でなくなってしまう件数も2件なので、たまたま増減がございません。本数については、14本指定がふえて8本指定が解除されるということで、純粹に6本増ということになります。保護樹林につきましては、今回先ほどの大邸宅で出されたものが1件そのまま減りまして、519平方メートルということになっております。これがマイナスということなんです。保護生け垣については増減ございません。説明は以上です。

**みどり公園課長** それでは続きまして、保護樹木の指定解除に至るケースについての今後の対応の修正について、私のほうから説明させていただきます。

まず資料2を1枚めくっていただきまして、資料2-1をごらんください。こちらが保護樹木の指定解除に至るケースについての今後の対応、もう一枚めくったチラシが助成金の案内を送る際に同封する制度の案内チラシとなります。この資料2-1が修正後のもので、その後の資料2-2が前回御審議いただきました修正前の資料となります。

資料2-1のまず、今後の対応についてですけれども、前回の審議会の中で内容的には了解をいただいたものですが、余りこれを正式なものにすると、それを盾にとられて区がいろいろ補償を求められたりしかねないといった意見もございました。また表現内容が非常に悪質な場合であるとか、警告を行うなどという、ちょっと強い表現がありましたので、こちらは見直して、あくまでも善意の皆さんに引き続き保護樹木を維持していただくと。伐採等お

考えの際には手続をとるようお願いしていくという形がよいという意見を踏まえまして、今回こちらの対応案の修正後の内容で、この対応案のアンダーラインの部分、こちらの表現を少しやわらかい表現にして、今の意見に沿うような形で、事務局のほうで直させていただいております。

また、この次のページの、「保護樹木を所有する皆様へ」のカラーのチラシにつきましては、こちらでも前回審議会の中で保護樹木に指定することのメリット、また緊急時の対応などは強調する内容にするべきであると、またぱっと見てわかりやすくする内容にしたほうがよいと。また伐採を考えた際に、その手順をわかりやすくしてほしいと。困ったら、迷ったらまず区に連絡、ということが一番にわかるようにとといったさまざまな意見をいただきまして、こちらの意見を反映して、シンプルに、要点をわかりやすくさせていただいたものがこのチラシになります。

事務局といたしましては、こちらの今後の対応案、こちらの制度周知の案内のチラシを、まずはこの形で運営をさせていただき、よりわかりやすいものに今後もブラッシュアップを重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。本日の1番目の審議事項ですが、内容的には2つございまして、1つは指定解除についてまず御審議いただいて、続いてこれの保護樹木等所有する皆様へのチラシについて、原案を事務局で修正いたしましたので、それについて御審議をお願いしたいと思います。

それではまず、指定樹木及び解除について何か御質問はございますでしょうか。

副会長。

**興水副会長** ちょっと質問させてください。指定のほうなんですけれども、3番の榎町、済松寺さん、これ御説明の中で、ここは保護樹林だったところの中の樹木を保護樹木にするというような御説明でしたか。ちょっと聞き落としたので、もう一度ちょっと教えていただけますか。

**熊谷会長** 事務局お願いします。

**事務局担当** みどりの係の柴田でございます。済松寺は保護樹林になっています、昭和49年に。保護樹木も2本ございまして、もともとイチョウの木が昭和49年に指定されております。全体面積として、保護樹林としても指定されておまして、その中の育った木というのですかね、大木を新たに保護樹木としてまた指定したいということです。追加で5本ですね、すみ

ません。

**興水副会長** わかりました。そうしますと、保護樹林に対しても助成金が与えられ、支援をすると。さらに保護樹木になるとダブルで保護樹木の助成金も与えるというふうになるのでしょうか、ならないのでしょうか。

**事務局担当** みどりの係の柴田です。保護樹林、保護樹木、当然、助成金対象になるんですけども、こちらにつきましては上限の9万円を既に超えておりますので、助成対象としては上限の9万を超えているので、助成金が上がるということはありません。ただ、保護樹木に指定されますと、診断したりとか、剪定したりという、そういう助成ができるということです。

**興水副会長** わかりました。結構です。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。

今回は指定解除のほうの樹木については、既に伐採してしまったという案件はありませんね。

**みどり公園課長** 今回につきましてはありません。

**熊谷会長** そうですか。ありがとうございます。

どうぞ、椎名委員お願いいたします。

**椎名委員** 指定解除の2ページ目、解除についての指定樹木が5件8本出ていますね、それでヒマラヤスギの1.40メートルとか、ケヤキの1.43メートルとか、スダジイの1.09メートルとか、カキノキの1.20メートル、これは寸法というか、まず現在の幹回りの大きさですか、数字は。

**みどり公園課長** 現在の幹回りになります。

**椎名委員** 一つの問題は、1.09メートルというのはどうしてなったのかなというのがちょっと疑問が一つと、それと1.20メートルというのがありますよね。これが昭和63年でしょう。今もう28年くらいたっていますよね。それからカキノキに至っては昭和50年ですから40年くらいたっていますね。指定時の大きさはまずどうだったのかというのはわかりますか。指定したときの大きさというのは記録してあるのかな。もしあるなら教えてください。

**事務局担当** みどりの係の城倉です。

指定時、1.09メートルのスダジイですけども、双幹、片方が枯れてしまって1本だけ残っているという状況です。指定した後にずっと調査をしてなかったものですから、今回初めて調査するような感じになりますので、いつ枯れたか、枯れた跡はあるんですけども、い

つ枯れたかどうかというのはちょっとわからない状況です。

それから、カキノキなんかは、昔は幹回りではなくて直径だったのですね。その辺で少し誤差はできているのかな、それにしても1.2メートルだと全然太っていない、この辺についてはもう、それこそ40年も前の話なので、ちょっと私が入区する前の話なので、そこまではちょっとわからないような状況です。

**椎名委員** もう一つの予想としては、私の案からいうと、余り成長してないのかなということが証明されると、もっと解除というか、所有者もそんなに成長がよくなって、大事にしようという気持ちがなかったのかもしれないこともあり得るし、何かいろんな情報がここの中に入っているような気がするんだよ。

今の双幹の話で、片方が枯れてしまったということでこうなったという話と、それ以外にもたくさんあるような気がするんです。だから前の記録が直径だとちょっと違うかな。そこから辺の事情が何かあるのかなと思って御質問しました。

**事務局担当** はい。それと今回、ずっと調査しているんですけども、やっぱり幹回りが足りないものが結構出てきます。一応所有者にお伺いをするんですけども、わからない場合が多いですね。跡を見るとやっぱり株立ち状になっているもので、切った跡があるとかというのが見られます。その場合はどうしても1本残ったやつが幹回りが足りなくなってしまう。

では、これを指定解除するのかもしれないのかという話になるんですけども、それまで大事に育ててくれていたんで、とりあえずは上げないで、そのまま継続をするような形にしています。たくさんはないんですけども、何本かそういうのが今まで調査した中では見られています。

ですから今後は、これから調査を進めていくに当たって、また何年後かに調査したときに、例えば10年たったらどのくらい太っているかというのは資料として出てくるのかなというような気がします。

**椎名委員** 要するに、データ全体についての追跡というか、そういうものも、もしやれるのなら、毎年全部やるのはちょっと大変かもしれませんが、5年おきくらいにやっていくとか、それは必要かと思えますね。そうすると成長のぐあいというのがこれでわかりますので、わかればいろんなサジェストができるというような条件が出てくると思うんですね、基盤ができてくるというか。そのくらいやれば最高ですね。

**事務局担当** それも努力していきたいと思えます。

**椎名委員** 恐らくやっているところはないでしょう。ほかの自治体ではやっているところはな

と思いますけれども。こう出てきましたので、そういうお話をちょっとしました。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかに何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、指定及び解除の案件については原案のとおりお認めをいただいたということでございます。ありがとうございます。

引き続き、保護樹木等を所有する皆様への通知の仕方というか、御理解を求める案ですが、事務局で前回御審議いただいた御意見を参考に修正させていただいたものをお示していますが、いかがでしょうか。

前回の案は、修正後というその後に、修正前ということで載っておりますけれども、何かお気づきの点がございますか。

洪江委員お願いいたします。

**洪江委員** 洪江です。

参考資料の、要するに保護樹木などを所有する皆様へというカラー資料の裏ページですね、2ページ目の保護樹木などの適正な管理をと、全体として前回よりとても見やすくなったと思います。

この中に、ネームプレートの確認をお願いする必要があるかなというふうにも少し思います。もしほかの書類等で対応されているのでしたら、それで結構なんですけれども。助成金を毎年お支払いするときに、所有者の方にそれぞれの木がきちんと枯死していないか等確認していただくという意味で、1ワードが必要かなという気が少しいたします。

以上です。

**みどり公園課長** ネームプレートも、外れたり、また古くなったりして読めなくなったりしたものも出ておりますので、こちらもぜひ適正な管理の中に加えたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかに何かございますか。どうでしょうか。

どうぞ。

**吉川委員** 歩行人の場合はありますが、倒れて、樹木が。最近よく報道されるのが、車に樹木が、あるいは破損する、そういう場合の対応はどうなるのかということでお聞きしたいと思います。

**みどり公園課長** 保護樹木の枝折れ等で車に傷をつけてしまったとかで、そういう場合には賠償保険の中で対応するような形となっております。

**吉川委員** わかりました。

**熊谷会長** よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** それでは、この保護樹木等を所有する皆様へのお願いをする内容の、わかりやすく周知徹底するという、こういう案についてはお認めをいただいたということにさせていただきます。

また、これは運用させていただいて、もし何か問題があるようでしたら、またお諮りして、修正を加えていきたいと思いますが、本日の段階ではこの案でお認めをいただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

---

### ◎新宿区みどりの基本計画の改定について

**熊谷会長** それでは、本日のメインの審議事項になろうかと思いますが、2番目の案件でございます。新宿区みどりの基本計画の改定について、これを御審議いただきたいと思えますので、まず事務局から説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは資料4をお開けください。新宿区みどりの基本計画の改定について説明させていただきます。資料4の資料はこの6種類を皆様のお手元にお配りしております。順番に説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、資料4-1をごらんください。みどりの基本計画の改定スケジュールになります。こちらのピンク色がこの当審議会になります。昨年8月に1度みどりの基本計画につきましては審議をいただいております。本日はこの1月の部分になります。理念・計画の方針・目標の検討、体系及び構成の検討、個別施策の検討が審議いただく内容となります。

この後、今年度中に原案を作成しまして、また来年度、5月、また夏過ぎぐらいに2回ほど御審議いただきまして、その後パブリックコメントを経まして、29年度中に新しいみどりの基本計画を策定していくというスケジュールとなります。

それでは1枚めくってください。資料4-2をごらんください。

まず改定の主な目的です。こちら、社会情勢の変化がまずあります。区民の価値観の多様化、またいろいろ防災に対する意識が上がってきております。また2020年東京オリンピックの開催、それと都市公園の柔軟な利用などの社会情勢の変化を踏まえていく必要があります。また新たな視点といたしまして、生物多様性基本法の制定を受けまして、みどりが持つ多様な機能の活用を図っていくことも目的としております。

2番目、計画の位置づけになります。こちら、新宿区の上位計画としまして基本構想、総合計画、そして新宿区の都市マスタープラン、こちらに基づく個別計画ということで、みどりの基本計画を位置づけております。また都市緑地法が根拠法となっております。

3番の計画の期間です。当面の目標としまして平成30年度から39年度までの10年間で当面の目標期間とします。また将来の目標の想定期間ですけれども、21世紀の中ごろといたします。

次のページをお開きください。続きまして計画の達成度と課題になります。まずこれまで10年間における達成度です。

昨年、みどりの実態調査を行いまして、まず緑被の目標の達成状況になります。緑被率につきましては、0.4%ふえて0.39%減りましたので、10年間では0.01%の増加と、実際ほとんど変化していないという状況となりました。内訳ですけれども、公園、学校、公共施設、道路につきましては、緑被率は増加しております。一番下の住宅・事業所などの私有地、こちらが2.4%減少しております。特に敷地規模の小さい建築計画で多くのみどりが失われております。

続きまして、3ページです。公園の目標です。10年間で新たに2ヘクタールの公園面積の確保を目標として設定いたしました。10年間では1.8ヘクタールの公園面積を確保いたしました。ただし、廃止された公園もありまして、0.6ヘクタール減少しましたので、公園面積としては1.2ヘクタールの増加という結果となっております。

次に、区民のみどりに対する実感についての目標ということで、区民意識調査の項目についてを目標と掲げております。新宿区全体、また御自宅周辺のみどりや花があると感じる区民の割合につきましては、大きな変化はなかった状況になります。一番下の御自宅周辺での昆虫や野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合につきましては、ふえているという結果となっております。

次のページをお開きください。続きまして、現在のみどりの基本計画の施策の達成状況となります。まず1番目としまして、「地域の貴重なみどりを守る」ですが、保護樹木制度につきましては、新たに特別保護樹木制度の拡充を行うなど、順調に行ってまいりました。また、区民ふれあいの森、おとめ山公園の拡張整備も行いました。ただし、落合地域の樹木の保全策につきましては、実現に至らなかったという状況がございます。

続きまして2番の「新たなみどりをふやす」ですが、緑化計画書制度につきましては順調にみどりをふやしていきました。また、みどりの推進モデル地区、屋上緑化推進モデル地区

の指定まで行ったのですが、緑化推進という面では思うような成果が出なかったという現状がございます。

続きまして3番です。「新宿ならではの特色のあるみどりをつくる」に際しましては、屋上緑化助成制度の導入、また、みどりのカーテンの施策の推進、魅力ある身近な公園づくりの基本方針の策定、玉川上水をしのぶ流れの整備などを行ってまいりました。

4番としまして、「みどりの啓発としくみづくり」ですけれども、開発と連携しました質の高い公開空地の誘導については行ってまいりました。ただし、国や東京都の制度の活用、また国や都の働きかけによるみどりの創出ということでは、大きな成果は上げられませんでした。

続きまして、みどりの主な課題になります。

新宿らしい生物多様性の展開ということで、みどりの少ない都心部で新宿ならではの目標設定による生物多様性の展開が必要ということ課題として挙げております。

次のページでございますが、新たな新宿のにぎわいの創出ということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、また近年の外国人観光客の増加を受けまして、新宿らしい魅力的な場づくりが求められております。

3番目としまして、みどりの多面的な活用としまして、今後都市公園法の改正が予定されております。新たな公園の活用の方針、方策が求められている中で、どのような活用を図っていくかということ課題として挙げさせていただいております。

4番目としまして、見えるみどりの創出です。ことしの区民意識調査で充実を望むみどりのトップが、街路樹など歩いて目に触れるみどりという結果が出ております。都心の中で、区民や観光客の方が快適にみどりの景観を楽しめるような、目に見えるみどりをつくっていく必要があるということ課題として挙げさせていただいております。

それでは続きまして、計画の理念以降につきましては担当主査のほうから説明させていただきます。

**事務局担当** 担当のみどりの係、三橋です。よろしくお願いたします。

それでは6ページの計画の理念について御説明させていただきます。下が現在の理念でございます。基本的には大きな変更はございません。現在が、「みどりとうるおいのある持続可能な都市“新宿”の実現をめざす」というものでございます。後半部分を変えずに、各課題を受けまして、前半部分を「多様なみどりで安らぐ・賑わう」ということで、「多様、賑わう」というような言葉に変更させていただきたいと考えております。

続きまして2番目の理念のイメージでございます。こちらも課題を受けまして、言葉を多少修正させていただいております。1番目もやはり「多様な」という言葉をつけ加えました。2番目が都市の中でのみどりということを強調する意味で、「都市生活を豊かにする新宿らしいみどり」という形に変えさせていただきたいと考えております。3番目につきましては、「賑わい」という言葉を追加させていただきたいと考えております。

続きまして4ページ、計画の方針でございますけれども、4つのみどりの基本方針、この4つにつきましては現行計画と変更はございません。基本方針については現行計画どおりのままで進めていきたいと考えております。

続きまして、みどりの基本計画目標値の設定についてでございます。資料4-3でございます。

まず1番目が緑被率。現況値が17.48%、これを10年後18.39%。これは推計値でございますけれども、0.91%アップするという想定であります。この想定につきましては、次の資料の4-3の2という資料が緑被率の推計値、試算値になっております。

表がございますけれども、下の表を少し御説明させていただきます。

まず公園についてですけれども、用地買収で買うような公園というのは正直少ないんですけれども、都市計画でできる公園、あるいは開発における提供公園、それと都立の戸山公園、あるいは明治公園が拡張の予定がございますので、そうしたものを合わせますと、公園としては2ヘクタールくらいふえるだろうという予想が立ちましたので、公園が2ヘクタールふえて、できたばかりですので緑地率20%程度ということで想定をしております。

また開発における公開空地も、現在計画されているものを拾い上げております。また既存の樹木の成長というものがかなりありますので、こちら3%の成長率ということで推計をいたしております。

次に学校ですけれども、学校につきましては校庭の芝生化、あるいは屋上緑化ということを教育委員会と一緒に進めているところでございます。こちらにつきましては、これまでの10年間行った実績が同じレベルで推進できるということを前提に、同じくらいのレベルでの推計値を掲げております。

次に公共施設でございます。こちらの考え方といたしましては、50年に1度建てかえるということを想定いたしました。そうしますと10年間では5分の1が建てかわるということで、それによって既存のみどりが失われる部分、あと新しく計画をする部分でふえると。また、こちら、ふえる部分につきましては、今後、区はもとより、東京都、国の施設につきまして

も、区の現在の緑被率の目標値であります25%を極力目指すということで、建てかえに当たっては緑被率25%ということで推計値を出しております。

次の道路ですけれども、今後の道路整備を拾い上げまして、そこに伴う街路樹、植込地が一定程度ふえるということを想定して数字をはじめしております。

また最後、住宅・事業所ですけれども、こちらにつきましては、これまでの過去10年間の緑化計画書の認定件数を平均いたしますと、年間で3ヘクタール地上部ではふえて、屋上緑地では年間で0.5ヘクタールふえているという過去のデータがありますので、これが今後も引き続くということで推計値を拾い上げております。

それに伴いまして、全て足すと45ヘクタール余り緑被がふえるということで想定をしております。

一方で、上の表になります。上の表の一番右側の下のほうにマイナス30という赤い数字がありますけれども、一方で減るみどりもありますので、これを30ヘクタールくらい減るだろうと想定をいたしました。それによりまして、緑被率につきましては、現在の17.48%から緑色の囲みがあります18.39%、0.91%増というのがこの試算の中では出ましたので、目標値につきましても、これまでと同様になるんですけれども、1%のアップという目標値を今後も継続していきたい、というふうに考えております。

4-3の資料に戻りまして、緑被率につきましては将来の目標25%、こちらにつきましても現時点では継続をしようというふうに考えております。

2番目のみどり率につきましては緑被率と連動する数字になりますので、こちらにつきましても将来、当面とも継続ということで考えております。

3番目の公園面積ですけれども、2ヘクタールの増加が想定されましたので、2ヘクタールの増と。この数字につきましては、現在も2ヘクタールの増というところですので、継続ということになります。ただし、1人当たりの公園面積につきましては、人口の増加が見込まれておりますので、減少するということになります。

申しわけございません、ここで1点修正をさせていただきたいと思っております。人口推計値の囲みの中、2025年となっておりますけれども、こちら2030年の間違いでございました。失礼いたしました。人口につきましては、現在が28年の12月の時点でも34万人という現在の人口ですので、まだまだ4万人くらいふえるという推計値が今出ております。

4番目、区民意識でございます。新宿区全体、あるいはお住まい周辺のみどりや花があると感じる区民の割合につきましては、大きな数字の変動がございませんでしたので、前回と

同じ70%以上ということで目標値は継続したいと思っております。また3番目の身近な場所でのチョウやトンボ、野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合につきましては、数字の伸びもありましたし、また生物性多様性の推進ということを図っていきたいと考えておりますので、目標値につきましては前回の40%以上から50%以上ということで、目標値を上げていきたいと考えております。

5番目、緑視率でございます。これは新しい目標値として掲げております。先ほども区民意識調査でありましたけれども、目に見えるみどりをふやしてもらいたいという御要望もありますし、また実際に壁面緑化、接道緑化については調査のたびにふえているということもあります。しかしこちらの、特に壁面緑化等につきましては、これまでの緑被率のほうではその数字の変化が読み取れないということもありますので、目に見えるみどりを把握する数値であります緑視率というものを新しい目標値として掲げていきたいと考えております。

調査の結果は、現在の新宿区全体の緑視率は18.12%でした。ですので、当面の目標といたしましては20%、将来の目標としては25%ということで進めていきたいと考えております。

次に資料4-4でございます。カラーのもののA3版でございます。行動計画の体系となります。

一番左側にありますみどりの4つの基本方針、こちらについては変更がございません。緑色の枠の中にあります行動計画、左側が現在の行動計画、22の計画がございます。それに対しまして、既に終了した事業、あるいは今後新しくふやす事業ということを考えまして、右側、行動計画の（新）というものを設定いたしました。

主要な赤字で書かれているところを説明させていただきます。

まず3番目、名称変更で「区民の森を活用する」でございます。これにつきましては、これまで区民ふれあいの森を整備するという、おとめ山公園の整備事業だったんですけれども、整備のほうが終わりましたので、今後はこの活用を考えていきたいと考えております。また現在、新宿中央公園の魅力向上につきまして検討を進めているところですが、新宿中央公園の中にも区民の森というものがありますので、これについても一緒に考えていくと。

また現在、環境清掃部のほうで行っております、沼田、あるいは伊那といった新宿の森の活用もでございます。こちらは環境清掃部のほうで既に下草刈りであるとか、自然観察会を行っているんですけれども、こうした森系統の話を1つにまとめまして、「区民の森」というような名前でも、今後この森の活用を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして5番、名称変更、「公共施設のみどりづくりを進める」でございます。これは

今まで区有公共施設ということで区の施設に限っていたんですけれども、これを外しまして、東京都、あるいは国の施設につきましても、積極的に緑化をしていただきたいというふうに考えております。具体的には、公共施設に関しましては、区の将来の目標値であります緑被率25%というものを具体的に目指していくということを進めてまいりたいと考えて、名称変更をいたしました。

続きまして10番、こちら名称変更、「安全安心に配慮したみどりをつくる」でございます。これは今まで防災に配慮したみどりをつくるということで、内容としては接道部の緑化を進めるというものでございました。阪神・淡路大震災を受けまして、ブロック塀を生け垣にするというような事業ということでこれまで進めてまいりましたけれども、ここに新たに街路樹や公園の樹木の健全度調査の推進、あるいは公園施設の安全性の向上のための点検等、また公園にある防災施設を充実するというので、防災に関する施策をここでまとめて、区としての大きな施策である防災ということを一つにまとめたものでございます。

続きまして13番、こちらは新設となります。「公園の活用を拡大する」。これまでは上の12番の「魅力ある身近な公園をつくる」ということで、主に既存の公園の改造ということを行っていたんですけれども、やはり課題を受けまして、今ある公園の活用を少し重点的に考えていきたいというふうに考えております。実際の公園の活用策、あるいは現在も占用、公園の使用ということでいろいろな規制がかかっているんですけれども、その規制を見直して、より活用しやすく、活用してもらえようような施策を打ち出していきたいと考えております。

次は14番目。名称変更、「生物多様性の推進」でございます。こちらにつきましては、これまでも既に20年ほど、生き物の生息できる環境をつくるということで、ビオトープの設置、運営管理というものを行ってきました。こちらを法律等にも合わせまして、生物多様性の推進という名称に改めて、新たに今考えておりますのは、区民による生き物モニタリング調査の実施ということで、区民参加での生き物調査を継続して進めていくというようなことも含めて、こちらの施策についても、今後、施策内容を拡大していきたいというふうに考えております。

続きまして資料でございます。資料4-5は区民意識調査の結果の概要でございます。こちらにつきましては、これまでの計画に反映させております。

続きまして資料4-6、緑視率調査結果の報告でございます。緑視率なんですけれども、1ページ開いていただきまして、調査の方法なんですけれども、新宿区内にあります287のポイントの交差点で、交差点の各方向の写真を撮って、その写真の中にある緑の割合を平均

をして出すというものでございます。この調査につきましては、一度昭和59年に293地点ということでやっておりますので、その再調査ということでございます。実際には何カ所か調査できなかったポイントがありますので、ポイント数については若干減っております。

次の2ページが、その緑視調査を地域ごとにまとめたものでございます。

次のページが287地点、各ポイントの位置と各ポイントごとの調査結果でございます。なかなかこれだとわかりづらいので、次の4ページが、その中で緑視率が低かったところをプロットした図でございます。

次のページが、今度は逆に緑視率の高かったところをプロットした図でございます。こうした調査結果をもとに緑視率の目標値というものを設定させていただきました。

以上、<sup>ざっばく</sup>雑駁ではございますが、資料について御説明をさせていただきました。

**熊谷会長** ありがとうございます。ただいま、事務局から説明をさせていただきましたが、御意見、あるいは御質問がありましたらどうぞお願いいたします。

吉川委員お願いいたします。

**吉川委員** 今度は緑視率ですか、区民の要望に応じて、よくなさった、大変ありがたいと思いますが、この緑視率、調査の方法はどういう形で出すのかちょっとお聞きしたいと思っております。

**事務局担当** これは287地点の各交差点の真ん中に行きまして、交差点の真ん中から3方に道路があれば3方、4方向に道路があれば各4方向の写真を撮ります。その写真の中に、目に映っているみどりがどのくらいあるかを面積割合で算出をしております。そして各地点ごとにはその3カ所、あるいは4カ所の平均値をとって各ポイントごとの緑視率としております。いかがでしょうか。

**吉川委員** 交差点だけで、それだけ全体のが出てくるものなんですか。

**事務局担当** なかなか出ないですけども、それでも区内280カ所以上を調査をしておりますので、なかなかいい数字は出るのではないかというふうには考えておりますけれども。

**吉川委員** 新しく設けていただいたということで、大変期待しております。参考にさせていただきたいと思っております。できるだけ正確な調査を今後よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

**みどり公園課長** すみません、緑視率の調査結果なんですけれども、先ほどの一番最後に配った資料の4-6なんですけど、結果報告書ということで29年の3月と書いてありまして、これは大変申しわけありませんでした。現在調査中です。そして日付もまだ1月ですので、そう

いうことで訂正させていただきます。どうも失礼いたしました。

**熊谷会長** どうぞ、椎名委員お願いいたします。

**椎名委員** 緑視率ですけれども、過去にやったんですよね。293カ所ですか。1つはこの時に同様の調査をやっているとすれば、どのくらいの緑視率だったのかということと、それから測れなかったところが何カ所かあって数が減っていますよね。これの理由というのは何でしょうか。

**事務局担当** それではお答えいたします。

昭和59年に行った時の緑視率は17%でした。ですから今回18.12%ということで、増加をしております。

それから調査をできなかった箇所なんですけれども、実際に道路整備や大規模な開発で実際に道路が、交差点がなくなっていたというような箇所が何カ所か実際ございますので、そうしたところが調査できなかった箇所でございます。

**椎名委員** 再開発か何かで道路そのものがなくなったとか、あり得ますね、新宿だとね。

**事務局担当** もともとが230メートルのメッシュを、区内全域を切って、その交点から一番近い交差点を調査ポイントとするということで設定をしておりますので、なくなった交差点、あるいは変わってしまった交差点というのが何カ所かございました。

**椎名委員** なるほど。もう、これ定点になりますから、将来においてもこの場所でずっとやっていくということになるんですね。

**事務局担当** そう考えております。

**椎名委員** それで17%が18%、何年ですかね、昭和59年からだと。

**事務局担当** 30年ちょっと。

**椎名委員** 30年ぐらい。30年で1.1%。これは新宿のまちの整備が進んだというか、再開発とか整備が進んで、何というか、緑化基準や何かでふえたということなんですか。

**事務局担当** そうです。調査結果を見ますと、やはり接道緑化、緑化計画書制度が入ってきました、基本的に緑化計画書制度ではまず接続部緑化をしてくださいということがありますので、植え込みがふえてきた。あとやはり大規模な開発がどんどん進んでおりますので、大規模な開発に関しましては、やはりあるとどんとみどりがその部分はふえますので、そういう意味では、目に見えるみどりとしてはふえているというところでございます。

**椎名委員** その緑視率というのは将来においても、再開発が進む新宿では恐らく有望な指標なんですかね、戦略的には。かもしれないですね。

例えば新宿通りの、あれは丸井ですか、丸井の前なんかも幅は狭いけれども、デザインもすばらしいですよ。よくやっていますよね。ああいう形というのはとても、民活というか、恐らくおまけもあるんですか、基準法上の容積率のおまけとか何かあるんですかね。そういうものと連動すれば、ああいうのが新宿の、さっきにぎわいという話が出ましたけれども、まさにああいうのがこれと連動してうまくいくんじゃないかなということが考えられますね。とてもいい視点だと思います。

**みどり公園課長** 特に接道緑化の中では多種多様な植栽等を指導しておりますので、そういったことでかなり自主的にやっていただいた面もございます。今後とも引き続き、いろいろ指導してまいりたいと思います。

**椎名委員** 新宿では恐らく、みんな本社とか本店とか、要するに企業としては自分のところの本陣みたいなものだから、一生懸命やってくれますよね、きっと。イメージ、そのデパートなり会社なりのイメージというのがそこでできてきますから。そういう点では、そのところをうまく利用するというのは、戦略的にはすごくすぐれているなというふうに思いますね。

**熊谷会長** それでは吉川委員、それから引き続いて渡辺委員、お願いしたいと思います。

**吉川委員** 公園の活用についてということで、大変結構なアイデアで、ささやかな活用について、ちょっとお頼みしたいんですが、私ども、箆笥の管内には船河原町に東京理科大学5号校舎がございまして、5号校舎の外れに、その先端部分に30坪くらいの船河原町区民公園がございまして。

まことにささやかな公園でございまして、そこはちょうど裏側が崖になっておりまして、急な坂が多くございまして。急な坂が多いので、上り下り息が切れますので休憩するのに大変助かるささやかな公園で助かっているわけですが、その施設につきまして、腰をおろすところが丸太状のコンクリート製で幾つかあるのでございまして、掲示にはどうぞ地域の方、また通りすがりの方、休憩に御使用くださいという掲示板が出ているのでございまして、コンクリート製でございまして、休憩しても腰が冷えて体が冷えてという、ささやかな希望なんでございまして、活用ならベンチ風の、ほかの公園にあるようなものを設置していただければ、これがささやかな活用になるんじゃないかと思っておりますので、ちょっとお話しさせていただきました。いかがなものでございましてか。

**みどり公園課長** 理科大の公園なんですけれども、理科大じゃなかったですね、理科大の開発に伴って区立公園として一部提供いただいて開園しております。面積は120平方メートルほどで、10年前にできております。確かに御指摘のとおり、石の一人掛けの四角い……。

吉川委員 あれ石ですか。

みどり公園課長 そうなんです。なのでごく冷たいというのは確かにあります。現在、設置管理とも理科大がしている施設ですので、理科大とちょっと調整しまして、少し温かみのあるベンチなど設置が可能かどうか、こちらの調整をさせていただきたいと思います。

吉川委員 それと関連してよろしいでございますか。

熊谷会長 どうぞ、お願いいたします。

吉川委員 この比率で見ますと、事業所が確保量、大分数字で見ますとふえておりますね。私も箕苧地域には企業が多くございまして、企業の拡張、あるいは開発、合理化ですか、そのために今まであった敷地内の工場、事務所、あるいは会議場等を整備いたしまして、一、二カ所の高層ビルに建てかえる所が多くございます。

そうした場合、企業あるいは事業者の敷地内の土地の面積が余裕が出てくるわけございまして、ただいま箕苧地区なんかを見回しても公園になる一般的な用地はございませんが、そういったところの空いた土地を企業で公園、あるいは雑木林に将来計画していただけないか。これもささやかな希望でございますが、もしそういうことの可能性があるならば、お話しさせていただきたいと思ひまして、ここに数値で出ているのはかなり量がふえておりますので、もしよろしければ具体的な例があるなら、お示しいただければ大変勉強になるわけでございます。

以上でございます。

みどり公園課長 大規模な開発に伴いまして、緑化計画書制度によりまして、それなりの、かなりの面積のみどりなどの確保は条例上行っております。また、さらに大規模な開発等に際しましては、法律に基づきまして提供公園や公開空地、そういったもののいろいろみどりの設置、そういったものも義務づけております。

特に今、何か事例ということでしたけれども、大日本印刷で今、市谷の森ということで大きな開発をしておりますが、そちらの開発に伴いまして、1000平方メートル規模の公園を2カ所、提供公園として整備する予定となっております。1つは間もなくできるところなんです。市谷の森の延長で、遊具とか置かずに修景的な公園とするもの、こちらは開発区域の真ん中あたりなんです。こちらが来年度早々にオープンする予定で整備しております。もう1カ所、1000平方メートル規模の公園がエリアの西側の端にあります。こちらは30年度以降の整備ということで、内容はこれから検討という状況になっております。

吉川委員 土地がなく、そういうあれが一般的にない所、そして企業に協力していただけると

いうことは、地区の者としても大変助かります。地区だけではなく、新宿全体としても大変有効になるんじゃないかと思っておりますので、よろしく今後も御指導お願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。それでは渡辺委員お願ひいたします。

**渡辺委員** いろいろこれだけやっていただいて、何か頭の中がいっぱいなんですけれども、相当大変なことだったと思っております。ありがとうございます。

まず私は緑被率、緑視じゃなくて緑被のほうで、そこでただいま新宿駅の東西自由通路というのがオリンピックまでには開通するということですが、そのようなところに何か区として働きかけ等をしていらっしゃるのでしょうか。JRとかデパートとか、もちろん新宿区、そこはかかわっていると伺っておりますので、ぜひできましたら、その建物の屋上でも何でもいいんですけれども、ただいま工事中なんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

そしてもう一つ、私どもは笹筒地域なんですけれども、都立高校、今、愛日小学校が仮校舎として借りておりますけれども、そこは都のもので、先般、小池都知事も何かおっしゃっていましたが、そこを災害のときの避難場所にしたいなんてことも言われておりますが、新しくそういうところに、やはり木とか、燃えにくいイチョウの木とか植えていただくとありがたいと思っております。今現在、うちのほうに愛日小学校がもうすぐ建つということですが、その辺にもみどりをたくさん植えていただければと思っております。

また私の地域、吉川さんも御存じですが、日本出版クラブというのがあります。その樹木が入り口にあるんですが、保護樹木。それもちょっと切られようとしているということも聞いておりますので、その後出版クラブは2年後くらいになくなってマンションになるということなので、ぜひ区の方の働きかけで、そのみどりを残していただけたらと思っております。

私たちがささやかに笹筒地区協議会として、植木を植えたり、ちょっとした木を植えておりますが、やっぱり少しずつやって緑被率を上げたいと思っておりますが、ちょっと目についたところで、二、三点挙げさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

**熊谷会長** 事務局お願ひいたします。

**みどり公園課長** 3点ほど伺いました。

まず、新宿駅周辺の東西自由通路、またその周りの開発等ですけれども、こちらは今後動いていきますので、みどりを充実するようにいろいろ働きかけてまいりたいと思っております。

す。

また、都立高校の活用のご話ですが、今ちょっと区を挙げていろいろ検討しているところです。当然また用途もいろいろ決まってくると思いますが、みどりをいろいろふやすような方向でこちらも調整を図っていきたいと考えております。

また日本出版クラブの保護樹木も非常に立派なものですので、残す方向でこちらも努力してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。では小島委員、そして鶴田委員ですか、どうぞ。

**小島委員** 計画の達成度というところをお伺いしまして、10年間で1%アップというところが0.01%の増加という結果も非常に驚いたんですが、その中でやっぱり民有地の減少率が非常に高いということで、そういった民有地の減少に対して人工的なみどりをふやしていく形で維持してこられたというのは非常に大変なことだと思います。

私は落合地区の住まいなんですけど、周りで見えていまして、地主さんの大きな森が恐らく相続等で売却されて分譲地になっていくのを非常に多く見まして、また建築計画の中でどうしてもみどりが減少していくのはなかなか食いとめるのが難しいと、やっぱり思います。

そんな中で、資料4-3-2の一番下の※印、民有地の緑地保全策により、緑被の減少を抑制する。これ、非常に大切なことだと思うんですけども、具体的にはどういった方法が考えられるんでしょうか。

**みどり公園課長** みどりの保全策ですけども、こちらは非常に重要なものだと考えております。今回のこの資料4-3-2でも一番下に※印で置きましたけれども、こちら、かなりこれをするのがとても大事なことだということは十分認識しております。

先ほどの行動の体系、資料4-4でございますが、地域の貴重なみどりを守るという中で、地区を定めてみどりの保全を重点的に進めるということをもまず一番に挙げております。基本的には都市計画法の地区計画等の網を落合地域などはかけていくか、あるいは都市緑地法の中で使える地区の指定などはできないかと、こういったことの導入を考えております。また、みどりの保全モデル地区の指定ということで、こちらは導入をこの10年間で予定していたんですけども、実現に至りませんでした。

今後施策の細かい詰めを行ってまいりますけど、こちら辺の具体的にどのようなものをどのように使っていくかといったことも詰めていながら、面的に本当にみどりを守っていかれたらと思っております。

**熊谷会長** よろしいですか。

では鶴田委員お願いいたします。

**鶴田委員** ありがとうございます。

みどりの基本計画、目標値の設定の中で区民意識のところがあると思うんですが、3つ目の身近な場所でのチョウやトンボ、野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合というのが、現状39.1%で、今度の目標が50%になるわけですけども、今までの区民調査の聞き方ですと、この39.1%というのは、資料4-5の意識調査でいうところの御自宅周辺での昆虫や野鳥などの生き物がたくさんいるとか、そこそこあるというものの合算だと思うんですね。

これ聞くときに、「御自宅の周りの昆虫」という感覚が、結構温暖化で蚊が多くなってきたとか、うちに上がってくるアリだとか、そういうことを想定する方というのが結構いるんですね。これがチョウやトンボという、割といいイメージの生き物に変わった場合、結構がぐっと減る可能性はあるんです。

これは本当に聞き方次第のところであると思いますので、データの整合として、私も多様性を意識したりとかということであれば、チョウやトンボという聞き方をしたほうが恐らくいいとは思いますが、データを組みかえるときに、次調査したときにあれっということにならないようにちょっと注意をなされたほうがいいかなと。

同じことを言うと、「野鳥」という聞き方も、カラスというのだったらしょっちゅう見るよとかというイメージと、ツバメとかシジュウカラやヒヨドリやメジロと言われると、結構それは知らないけれどもとか見ないけれどもというのも起こり得るんですね。

そういう意識調査をやるときの、数字のつくり方と聞き方、一度本当は同じ、チョウやトンボ、野鳥などの生き物がいるかというのを聞いて、その数字をとった上で目標設定をする、余り乖離かいりがないかなとは思いました。以上です。

**みどり公園課長** どうも御指摘ありがとうございます。確かに今おっしゃるとおり、そういった昆虫や野鳥で誤解のある面もありますので、しっかりとチョウやトンボや野鳥という形で聞きたいと思います。

**熊谷会長** どうぞ、藤田委員お願いいたします。

**藤田委員** 4-3-2の資料なんですけれども、積み上げ計算表の中で、樹冠の成長というのが幾つかのところに入っているのですが、道路には入っていないんですね。で、街路樹の樹冠を大きくするというのが一番効くんじゃないかと思うんですが、その辺がちょっと入っていないというのは何か理由があるんでしょうか。

**事務局担当** 樹冠の成長、かなり実際あるんですけども、実際、実態調査してみますと、や

やはり夏期<sup>もんでい</sup>剪定とかあるんです。例えば去年やった調査では、多分ちょうど剪定した後だろうと思われて、路線としては木は減っていないんですけども、緑被率が下がっていたりとかするものですから、無剪定のところはもちろんやはりどんどん成長、例えば早大通りのケヤキなんかは成長しています。それ以外にやっぱり歩道の狭いところは剪定が常に入ってくるというのがあります。

また東京都なんか見てみますと、道路改修の際に大木を一度撤去した後、どうも中木を中心に植えかえているようなところもありますので、トータルとしてはなかなか樹冠の成長が見込めないのかなというふうにも考えまして、ここではそこは加えませんでした。

**藤田委員** 区の施策の中でも、街路樹の樹冠の拡大化というのもうたっていますので、その辺もちょっと考慮したほうがいいんじゃないかなとちょっと思っています。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかにございますか。

どうぞ、武山委員。

**武山委員** 今、個人の宅の解除がいろいろありますけれども、やはり相続の関係もあると、100坪や200坪ぐらいの地主さんが相続すると、マンション買ったときも、緑地を残すと建物の原価がとれないということで、大体100坪や200坪であればもう目いっぱい面積、マンションを建てると。

ところが再開発、例えば四谷地区みたいにああいう大きい所は高層ビルになると緑被率が高くなって、人が集うところをつくらないと逆にマンションの価値とか商業ビルが成り立ちませんので、そういった意味も考えると、再開発のところのみどりはどんどん、先ほどの大日本印刷と同じように、四谷のほうもそうだし、西新宿のもそろそろ終わりますけれども、いろんな再開発もどんどん、民有地ではあるので、民有地の面積としてはそこがふえるのかなという感じで、決して個人宅の民有地のみどりがふえるんじゃないかと、そういう大きなところのみどりがふえるんじゃないかという傾向がこれから新宿はあるんじゃないかなというふうに思っております。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかにいかがですか。

それでは小野委員、お願いをいたします。

**小野委員** 新宿区の特徴として、やっぱりマンションが多いというのがあると思うんですけども、私の住んでいるマンションは植栽委員会というのがあって、遊歩道の整備とか、マンションの敷地内にある街路樹にしっかりと保護と、それから<sup>もんでい</sup>剪定とかにさまざまやっている

様子がうかがえるんですけれども、新宿区として、やはりすごく率の高いマンション住宅に対して、みどりをふやしたらこういういいことがありますよというような、例えば表彰だとか、支援金だとか、どんな形でもいいんですけれども、何か住民全体がみどりをふやそうというふうに思えるような、個人宅でなくても、マンションに住んでいてもみどりをふやせるというような取り組みを今までやってきたことがあるのか、もしくはこれから予定があるのか、その辺を伺えればと思います。

**熊谷会長** 事務局いかがですか。

**みどり公園課長** マンションということで、特に特化して何かやったということはないところでございます。ただ、個別の建てかえ等や増築等に関しましては緑化計画書制度に基づき、手厚い緑化をしているところです。

ただ、今御指摘のとおり、今みたいなマンションをターゲットにした、そういった啓発と申しますか、そういったことは非常に有効だと思いますので、この計画の中でまた考えていきたいと思っております。

**熊谷会長** あれは毎年ですかね、みどりに貢献するような町並みに寄与しているような、例えば生け垣だとか樹木とか、そういうことについては表彰していますよね。

**みどり公園課長** 今、吉川委員のいらっしゃる笹筈地区では先行してやって……。

**吉川委員** 私どもは笹筈地区でございます。これはもう、よくみどり公園課からは御指導いただいて、よく私どもの定例会にもって、いろいろとみどりについて施策を練っているわけでございますが、その都度御出席を課からいただきまして御指導いただき、またベランダ、屋上等の植えかえ、花壇の植え方等いろいろ御指導していただいて、大変助かっておりますので、この席をかりてまずお礼を、御苦勞様です、いつもお世話になってありがとうございますということでございまして。

特に私どもは地域で、新宿区全体でいうと規模が大きいので町歩きできませんが、管内の町歩きをしまして、ただいまお話のあったようなみどり、花壇、その総合した景色、写真を撮りまして、今環境学習情報学習センターというのが新宿中央公園の外れにございます。あそこで町とみどりの景観についての写真展を開催しております。

そういった形でそれを表彰するという形で、私どもの地区も本年度表彰されまして、2月ですか、表彰式に出席させていただくことになっておりますが、そして区も環境学習情報センターですか、そういうところとタイアップして町のみどりを奨励するための写真展等を催して、それについては表彰式等をして奨励しておりますので、それが大変楽しく、また地域

の方をお誘いしまして、写真を見学に行ったりし、その都度中央公園を通ったり、その下に田んぼですか、ビオトープの施設もございますので見学したり、またそこでとれた稲を乾かして、いろいろ草履をこしらえたり、縄を編んだりする作業もしておりますので、あわせて見学し、そういったための奨励、楽しみをしておりますので、御参考にいただければと思います。

**熊谷会長** 渡辺委員。

**渡辺委員** 吉川さんと御一緒の地域なんですけれども、年に1回、箆笥地区協議会というのがございますよね、各地域センターごとに。そのほうで、9月にオンステージというのに便乗して、毎年地域の皆様で、みどりを大切にしている方の写真を展示して、表彰しておりますので、ぜひ、もしよろしかったら、そちらのほうに御応募いただければと思っております。

それで、ちょっと私この表を見まして、いろんな地域のが出ていますね、赤色とか黄色とかで。箆笥地区はすごく緑被率が低かったんだと思うんですけれども、これを拝見いたしましたら黄色なんですね。ちょっとアップしたのかなということも思っておりますが、皆さんの地域の方の努力だと思っております。

失礼いたしました。

**みどり公園課長** 今、箆笥地域のほうからすばらしい活動の御紹介いただきました。本当に、こういう活動を全地域で広げたいなと思っておりまして、また新宿区全体でまた表彰みたいなことができたらいいと考えております。ぜひ計画に取り込んでまいりたいと思います。

また、環境でやっている写真展なんかともタイアップしながら、そういう形で新宿全体としての表彰制度等を検討していきたいと思っております。

**熊谷会長** 鶴田委員お願いいたします。

**鶴田委員** これは財源が深くかかわってくるのかと思うんですが、今回も保護樹林が1件、相続とかで解除になってしまったわけですが、今その樹林の面積としては500平米以上ということになっているかと思うんですが、これを例えば300とか、そういう小面積にしていくとか、そういう見直してみたいなものというのは起こる可能性はありますでしょうか。

**事務局担当** それにつきましては、4-4の資料、このカラーの資料なんですけれども、そつと入れておりまして、展開例の上から2番目です。樹林地の保護対象の拡大ということで、指定基準の引き下げというのをそつと入れており、やはりどうしても財源とセットになるので、こちらとしてはそういったこともやっていきたいというふうには考えております。

**鶴田委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** 椎名委員お願いいたします。

**椎名委員** 何度もすみませんけれども、緑視率、せっかく設定するわけですから、行動計画、4-4、何か新しいのを出されたらどうですか。せっかく今回緑視率設定するわけですから、その具体的なものを何か設定するのをしたほうがいいのかという。

それと、ここに安全安心に配慮した町、みどりをつくるというのがあるんですけども、防災とか、都市の安全もあるんですけども、公園樹木の健全度調査というのがあるんですけども、要するに倒木とか落枝の、先ほど保護樹木の補助や何かでも出ていましたね。保険を適用させるんだとかありましたんで、そういう部分もちょっと、最近話題になっていますので、そこら辺の安全安心の中のもう一つの意味として、何かそういうものを。ですから保護樹木の持ち主も、通行人とか、自動車とか、そういうものに対して安全というのを確保するし、公園も確保するんだというような視点があるのかなと思いますね。

それともう一つ、生物多様性なんですけれども、ビオトープとかいろいろ書いてあるんですけども、例えばこの前、おとめ山つくりましたよね、あそこら辺の生物多様性みたいなものを、できてから、だんだん生物多様性に向けてたしかやったと思うんですけども、大分していると思うんですよ。あれも、何かその象徴的に、区がこうやって生物多様性を確保しているんだ。ビオトープは、1つずつの単独の施設じゃなくて公園全体がそういう形になって、それがトータルして、何というか雑木林みたいなものが生物多様性の一つになっているんですというような、何かそういうほうがいい。もう一つ多い、欲しいのかなと思いますけれどもね。せっかくやったものですから、あれを何かそういうものを生かせればと思いますけれども、どうでしょうか。

**みどり公園課長** 何点か御意見いただいたんですが、緑視率に関しましては、目に見える、触れ合えるみどりをふやしていくということで、行動計画にしっかり載せてまいりたいと思っております。

また、安全安心につきましては今回、前回までは非常に機能、防火効果とか、生け垣の設置とか、そういった話に特化しましたが、かなり広げまして安全安心ということで、公園の施設から、先ほどの保護樹木の落枝の危険性とか、そういったことも含めた安全安心にしてまいりたいと思っております。

また生物多様性に関しましては、現在おとめ山の生き物調査等実施しております。ぜひその結果をまとめて、今のような雑木林が寄与しているとか、そういった内容も出してまいりたいと考えております。

熊谷会長 副会長いかがでしょうか、そろそろ。

興水副会長 行動計画の体系の資料4-4ですか、これ、今、全体を拝見させていただいて、下のほうで4番目、みどりの啓発としくみづくりという、これがしっかり動いていくとますますよくなるんじゃないかと、大事な部分だろうと思って見ていたんですけども、行動計画の16、17、地域ぐるみで緑化を進めるとか、みどりを普及奨励する。右側に展開例が書いてあって、これも大変きめ細かくいろんなことが書いてあって、これ結構大事になるだろうと思いながら、委員の先生方の話を伺っていたんですけども。

特に筧地区とか、そういうところで熱心にやられている方々は戸建てにお住まいの方なんでしょうか、それとも下が商店で上が住まいとか、そういう方々なのかなと勝手に想像していたんですけども、小野委員からやっぱりマンションが多いのが新宿の特徴だよと。マンションの上のほうに住んでおられる方々は、余りみどりに関心が、もしかしたらないのかもしれないと、ちょっと杞憂<sup>きゆう</sup>があるんですけども、そういうマンションの方々の管理組合の方々にも、やっぱりみどりが大事だってことをやっぱりわかっていたいただきたいと思うんですね。

そういう方々をどう、みどりのほうに目を向けていただけるのかなと、地区協議会でしたか、そういうところにぜひ出ていただいて、マンションの管理組合の方にも、そうやって少しずつみどりの、地域ぐるみの緑化ですか、そういうものにも取り組んでいただけるような、これはとても時間がかかるだろうと思うんですけども、やっぱりそういう努力が必要なのかなと思っているんですね。

それはただそういう努力すればいいよという話を今申し上げているんじゃなくて、例えば小さなマンションでも、入り口の部分に小さな植え込みがあって、そこで一生懸命みどりの好きな方が手入れをされていたりするという例をとこところ見かけるんですよ。やっぱりそういうものを写真か何かで皆さんに紹介していただいて、こんな小さなマンションでもちゃんとやるとこんなにちょっと潤いのある空間が、スポットができますよ、みたいなことをやっぱりどこかで見ていただくと、ああ、だったらうちでもやってみようかということで、少しずつ広がっていくのかなと。

私はそういうささやかな取り組みでもやっぱり新宿区の場合ではとても大事だろうと思いますし、それが広がっていくことがいいと思っています。ですから行政計画はもちろん大事なんですけれども、そういう地域の、区民の方々の取り組み、これはもっと同じ以上に大事だと思いますので、ひとつお願いしたい、計画の中に入れていただきたい。

もう一つ、武山委員もちょっとお話しされていたかもしれませんが、行政のほうからもあったんですけども、例えば東京理科大学のキャンパスは非常にオープンで塀もないし、地域に溶け込んでいるし、都市型大学ですよ。そうすると、理科大の学生さんなんか、どこまでみどりというものに対して関心があって、だったら少しキャンパスの周辺で地域のために、区民の方と一緒に何かできないだろうかと、そういう意識、お力があるのならばぜひ、そういう方々と一緒になってやっていただけるような機会、運動みたいなものを起こせないのかなというのが1つあるんですね。

それからもう一つ、市谷の森なんかは、これは大日本印刷という一流の企業の方が大成建設と一緒にみどりをつくっていきこう、再開発していきこうということでやって、大変成果を上げているわけですけども、これもやっぱり新宿区に企業が、大企業が残って、建物の建てかえのときにみどりもつくっていきこうという、大変すぐれた取り組みなので、そういうものがほかにもないのかな。あればそれをぜひ探して、頑張っていたきたいなというふうに思うんです。

ですから、都心区ですと、例えば大手町、丸の内、有楽町なんかですと三菱地所が頑張っているとか、京橋、日本橋ですと三井不動産がちゃんとやっているとかという。それから、港区ですと森ビルがやっているとか、そういうところがあるわけです。じゃ、新宿区の場合ですとどういうふうに、何か企業とディベロッパーとの組み合わせで、何か再開発で少し、ほかの区に負けないような、みどりの再整備ができるんだろうか、できないんだろうかということも少しずつ考えていただいて、それもみどりの基本計画の中に、再開発地区のみどりの強化とか、緑化推進とかということの中に少し入れていただけるようなものがあったらいいのかなというふうに感じるんですね。

それは区の計画ですから、どこまで書けるかということもあるんだろうとは思いますが、その辺ももちろん、行政の方は意識されて、いろいろ御苦心されていて、どこまで基本計画の中に書けるかということはあるだろうと思うんですけども、大学生と区民との協働、それから区民の方の仕事、それから企業とディベロッパーの間の用途、それが行政がどこまでうまく誘導できるか、あるいは支援できるか、導けるかというあたりももうちょっと少し具体的に出せるといいのかなというふうに今、お話を伺いながら感じました。

これはきょうの話ではなくて次回、次々回のこの協議録のまとめの段階でもう少し具体的に話が出てくるんだろうと思いますので、ぜひその辺も検討していただければと思っています。

以上です。

**みどり公園課長** 大変たくさん意見をいただきありがとうございました。

**輿水副会長** すみません、たくさん一遍に。

**みどり公園課長** いろいろ再開発との連携の件であるとか、大学生、また区民との協働の件は考えたいと思います。

またマンションに関しましても、いろいろ住宅課のほうでマンションの管理組合を対象のセミナーであるとか、講座を行っておりますので、そういう場にも出向いて説明したいなど思っておりますし、新宿の区のほうでも2月11日の土曜日にベランダでできるお手軽家庭菜園といった形で、マンション等も意識した、こういった屋上緑化講座という位置づけなんですけれども、こういったものも定期的に開いていきたいと思っております。今後とも、こういった活動を広げてまいりたいと思っております。

**熊谷会長** いかがでしょうか、ほかに何かございますか。

斎藤委員お願いいたします。

**斎藤委員** みどりの基本計画の、これまでのものの課題で、新たなみどりをふやすというところで、みどりの推進モデル地区とか、そういったものが思うような成果が出なかったということなんですけれども、一方でアンケート調査だと、街路樹など歩いて目に触れるみどりというのを非常に望まれていて、やっぱり公共空間を歩いて、人がにぎわうということなんだと思うんですけれども、例えばハンギングバスケットとかいろんなものが出てくるんですけれども、しばらくはきれいでいいんですけれども、やっぱりどうしても定着しない。

定着しないのはいろんな理由がもちろんあって、最終的に費用だったり、手間がかかるとか、そういうこと。一方で、壁面緑化が今、いっぱい出てきているんですけれども、中には一部、アートプランツとか、造花みたいなものがまじり出したり、特に高いところのちょっと区別がつかないようなところのいつの間にかそういうものが入ったりして、何か質が落ちちゃうようなものがあるんですね。

それで行動計画の新しいほうにもやっぱりつくるといった意味で、ある程度しっかりしたみどりというんですか、もちろん保護樹木とか、そういう大きな、一人で努力してもできないようなものもあるんですけれども、この手の人がにぎわう、手が届くあたりのものについて、輿水先生の専門なんであれなんですけれども、もう少し区民が手をかけて参加できるような、そういうのを考えると、花壇じゃないんですけれども、ある程度バックヤード的な作業とか、そういうもので入れかえるものとか、それがその大きな基本計画の中に入るのかど

うかちよっと疑問になるんですけれども、もう少しその課題に対して、その課題をどうやってまた克服してやっていくのかというあたりも少し考えていただけるといいのかなというふうに思いました。

それと、区民意識調査というのは、区民の方だけで、新宿区にそれこそにぎわいでいろいろ外から来られている方のみどりに対する調査みたいなものはされたことはあるのでしょうか。

**みどり公園課長** 区民意識調査、これは区にお住まいの方のみになっております。来街者まで含めた調査というのはしていないような状況になります。

**斎藤委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** しろと言っているの、そういう意味か。

**斎藤委員** いや違います、ないんであれば、むしろ我々の学のほうで当然いろんな調査をやらなければいけないんだなど。

**熊谷会長** 自分がするということか。

**みどり公園課長** 確かに今後の必要を感じますので、そういった調査の実施も検討させていただきたいと思います。

**熊谷会長** きょうは最初の計画についての御意見を賜っているので、できるだけいろんな御意見をいただいて、だんだんと最終的な収斂しゅうれんに向けていこうかと思うところなんですけれども、1つは私、最初ですので意見をちょっと言わせていただきたいと思うんですけれども。

この資料4-4の、大体これを見れば、いろいろな最終的な取りまとめの方向性を事務局で考えておられるのはわかるんですが、左のほうを見ると行動計画（旧）と行動計画（新）というのがあって、結局は今までの10年間でどれだけできたかというのがこの行動計画、それから今後10年どうするかというのが（新）と、（改行削除）こういうふうに見たときに、これが全て、（旧）のほうがどのくらいできているかどうかというのがやはり気になるんですね。

言葉上は頑張りましたと言っても、現実にはどうなっているかというのはわからないので、多分それを示しているのが、この行動計画（新）の右側に書いている「拡」、拡充ですね。拡充というのはある程度、うまくいったのでさらに推進すると、それから「継」というのは、継続の継は、これは今まで余りうまくいってないから、もう少し頑張るよと、引き続いて目標値に向かうと。それから見ると「新」というのが、後半に1個だけありますけれども、これはだから、いわゆる今回の行動計画の目玉、新しく。だからこれについては、予算もある

程度検討していくよと、新しい。

「新」が1個というのがちょっと寂しいなというのが実は1つです。ですから、今御意見をいただいたのを参考にして、新しくやるのをどこかにつくっていかれたらいい。(旧)のほうは22あったんですね、計画が。だけど20個に減らしたというのは、例えば上から見ると、みどりの資源をリサイクルするというのはもう終わったという意味ですか、これ。新宿花いっぱい運動を推進するというのは、これはどこか行ったわけね。統合。

**みどり公園課長** 統合しました、16番。

**熊谷会長** だから、20にちゃんとまとめてそれぞれ重点的にやっていこうという時に、せっかく減らしたんだから、新しいものももう一つくらい、その中に今言われたような、委員からいただいたような新しい視点のものを今後10年については新たにやるという、そういう線引きの仕方をこれからされるといいと思いますし、それで展開例をよく見ると、大体いろんなこと、ここに盛り込まれているので、心配なのはこれ全部できないよと、無理だよというのが実は私の感想で、もう少しよく見ると※印がついたのがまたこの中で新規というふうになっているんですけども、この辺も※印と、それから実際にできるやつと、それから行動計画としてまとめて新しくやっていくんだというのが整理されるといいかなというふうに思います。

それとこれの前提条件になっている緑被率ですが、ここ10年間で1%ふえたというのは、これはみどりの課の本当の努力賞、殊勲賞だと思います。もう前回の段階でも新宿区のみどりというのはもう、今後減ることはあってもふえることはないということで、前回の委員の方も非常に疑問に思っていたんですけども、多分減るだろうというのが皆さんの御意見だったんですけども、一応計画で減るというのはおかしいから、1%にしようと、こういう経緯があったんですけども、それを見事に達成されたというのは。

**事務局担当** 会長、達成していません。プラマイゼロになっちゃいました。ふえて減ったので。減ってはいないです。0.01%です。

**熊谷会長** 0.01%、だからそれはすばらしいことだ。減っていないから。

それと皆さんおわかりになると思いますけれども、私はちょっと事務局には言ったんですけども、将来の25%というのは、1%増しても250年か300年間かからないととてもじゃないけれども、例えばロンドンなんかの、いわゆる東京のみどりに比べたら、特に公園なんていうのは1人当たりで日本の10倍ぐらいありますし、海外のそういう例を見れば、達成だって可能な数値が出てくると思うので、少しそういう国際的な視点を入れることと、オリンピ

ックも4年後に控えているので、そういうようなことをうまく展開例の中に少しでも取り入れておけば、逆に言うとそういうキーワードを入れることによって、予算も獲得ができると思いますので。何かそういう、戦術ですかね、施策を進める戦術を少し考えながら、これをまとめていただけたらと思います。すみません、余計なことを申し上げて。

ほかにまだ、若干時間がありますので、もし御意見があれば。

どうぞ、丹羽委員お願いいたします。

**丹羽委員** ちょっと話が変わるかもしれないんですけども、みどりの測定法みたいなものというのは緑被率とそれから緑視率ですか、この2つが今挙げられたようなんですけども、いずれも量的な観点から見れば、確かに緑被率を見ればみどりがどのくらいあるかというのがわかるんですけども、質的な問題というのがほとんどここには出てきていないんですね。

質的というのはどういうことかという、その内容なんです。その樹木であるのか、それとも低木なのか、草花なのか、その違いというものがどのくらいはっきりと表れているのかというのが、どうも私にはぴんとこないということ。

と申しますのは、この計画そのものが10年単位で、いわゆる10年スパンでもって考えられているということを考えると、恐らく10年後のいわゆる地球の状態というのがかなり、温暖化が進んでいる状態であろうと思います。この温暖化による影響というのが、気候変動を見る限りかなり大きいと思われるので、そういうことを考えますと、やっぱりこれからのみどりという、その必要性ですね、これはある意味ではやっぱり樹木をふやすということが非常に重要じゃないかな。

それは震災に対しても、やはりその対策として有効であると同時に、いわゆる気温が高くなるということ自体の、その対策としてはやはり樹木がたくさんあるということは非常に重要なことだ、その辺のところ、やはりどこまでこういった行動計画なり何なりに盛り込めるのかわかりませんが、そこら辺のところに対してはどうお考えか、ちょっと伺えればと思います。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**みどり公園課長** みどりの実態調査の中では、樹木、また草地、屋上緑地、そのほか細かく分類して調査を行っております。

なかなか質的な尺度というのは、量であらわしにくいものなんですけれども、いろいろ多種多様なみどりの植栽を推奨しておりますし、地球規模で見ただけにはかなりボリュームのある樹木のようなものが有効ということもございます。その辺もちょっと大きな視野で触れ

ながら、この計画の中で検討してまいりたいと考えております。

**熊谷会長** 大変大きな御質問というか、御疑問も出て、区のレベルでどこまで地球温暖化とか、そういうことまで触れられるか。触れることはできると思いますけれども、区の行政として責任を持ってどこまでフォローできるかというのも大変大きな問題になると思いますし、かといって区民なりがそれに対して理解と、それからそれなりの識見を持って協力をしていかないと、これからの環境については大変、大きな失点になると思いますので、その辺について少し、事務局のほうでも、単なる量だけふやせばいいというような誤解を招かないように、ぜひ、まとめるときには考慮していただきたいと思います。

あと、前回の（旧）のほうではみどりと潤いという言葉があったんですけども、何で今回「潤い」を落としちゃったのか、安全が入ったのはいいんですけども。安全であれば潤いは要らないかという、そういう誤解を。だから潤いというのも多分質だと思うんです。つまりみどりだけじゃなくて、潤いということは両面あって、1つは対象となるみどりと、それからよく言われるのが水ですね。水がないと植物も育たないし、人間にとっても非常に貧困な環境になると。

特に日本は高温多雨で、全く水はただのように思いますけれども、ちょっと中東からあちらに行くとはほとんど、年間、日本の1日に降る時間降雨量より少ないのが年間雨量というところでは、むしろみどりはほとんどなくて、何が一番大事かという水ですから、そんなこともあって水というか潤いについてもこれは日本の特徴だから、何とか考えていただきたいなと思います。

施策の中にあるんです、神田川とかいろんな水の。だから水についてもきちんと新宿区は考えているよというようなことが伝わるように考えたほうがいいかなというのがちょっと思います。ですから、もう少し公園とかみどりだけじゃなくて、環境的な側面も少し、このみどりの基本計画の中で考えておいていただいたほうがいいかなというふうに思います。

理由があるんですか、潤いを落とした。ただ長くなるから。

**みどり公園課長** 失礼しました、そうですね、申しわけないところで、多様なみどりの中に入れちゃったといったことがありまして。

**熊谷会長** やっぱみどりと潤いという、潤いは結局、きょうは余り出なかったけれども、みどり率は、そういうものを入れているんだよね、水とか川とか池とか、あるいは公園の中の樹木のない地べたとか。だからそこを。そうしないと、何か見てくれのみどりだけじゃないかという指摘も受けるので。みどり率は一番関係するんじゃないの、昆虫とか、動植物の、

実際、野生の。だからそれはちょっと気になりました。

どうぞ、椎名議員お願いいたします。

**椎名委員** 今の話は、目黒川が今結構注目されていますよね。

神田川が昔、すばらしい江戸がね、すばらしい桜でしたもんね。そういう復活とか、確かにそういう面では水面の利用、あと玉川上水は一部復活しましたね。ああいう感じというんですかね。まだ裏のほう結構残っているんですね、まだ残地みたいになって。

今、行政の権限の移譲で、公共溝渠みたいなのはみんな区役所で所有になりましたね。ああいうのとか、だから何というか、遺産みたいなものも含めて、何かそういう玉川上水からとか、千川はこちらはないかもしれないけれども、そういうものを何かしたらいいのかなと。

それとあともう一つ、にぎわいを入れましたよね。にぎわいはもろ刃の剣ですので、ちょっとロジックをきちっとしておいたほうがいいのかと思います。ほかのところちょっと問題、オリンピックで問題になっているところが数カ所ございますし、ただ来ればいいのかという問題もありますし、にぎわいを入れたならという、みどりのほうもにぎわいを出すということに終始……。要するにみどりがあってのにぎわいだと思うんですけれども、これの意味はね。そこのところを明確にしておいたほうがいいのかと、ちょっとやっぱりもろ刃の剣になると思いますので、気をつけたほうがいいのかというふうに思います。

**熊谷会長** いかがでしょうか、ほかに。

では、小野委員ですか。

**小野委員** 資料4-6の地域ごとの結果を見て思ったんですけれども、榎地域が非常に緑視率が低かったり、また落合第一地域が高かったりというので、地域の特色も出ると思うんですが、どこの地域にも公園はあると思うんです。

それで、新宿駅周辺地域にある新宿中央公園が新宿区としての一番大きな拠点の公園だと思うんですけれども、各地域ごとに、本当に地域が誇るみどりの多い公園というような形で、みどりの拠点というような、そういう意識を持てたら、そこを中心に、地域センターがあるんですけれども、住民の意識が高まってくるのではないかなというふうにちょっと思いましたので、発言させていただきました。

**みどり公園課長** 公園を拠点という視点、ぜひ検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

**熊谷会長** あと2分ぐらい残っております。

藤田委員、お願いします。

**藤田委員** 先般台湾へ行ってきまして、小さなマンションなんですけれども、約3分の2がベランダにかなりあふれるほどのみどりを入れている。屋上も緑化していて、屋上に小さいですけれども菜園があったり、集会できるようなスペースがあったり、そういう多様な利用をされていたんですけれども、日本でバルコニーとかベランダを使えるような構造にしたマンションを建てたんですけれども、1割ぐらいしか緑化していないんです。

その辺やっぱり、意識が全然違うのかな。みんなやりたいとは思っているんですけれども、マンションによってはそういう緑化することを禁止しているようなマンションもあつたりしますので、その辺の教育というのはちょっと重要な、と非常に思ったんですけれども。

**熊谷会長** 教育ね。教育委員会とちょっと調整しますか。

**藤田委員** それにつきまして、いろいろセミナーとかやられているみたいなので、そういったところの呼びかけも、ちょっと視点を変えたような呼びかけで、楽しそうなどというように呼びかけでいくと、もうちょっといろんな人が来てくれるような工夫、というのがあつたらいいな、というふうには思いました。

**みどり公園課長** 先ほどもちょっと御紹介したんですけれども、年に1回、2回で屋上緑化講座、藤田委員にも協力してやっていたところなんですけれども、今回の屋上緑化講座はベランダでできるお手軽家庭菜園ということで、なるべく親しめ、本当に手軽にできるということを売りにして、こういうことを含め啓発してまいりたいと思っております。

**熊谷会長** いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、大変膨大なデータに基づいて、これから事務局のほうで本日いただいた大変多くの委員の方の御意見を整理して、作業させていただきたいと思っておりますけれども、もしきょうの資料等をお目通しいただいて、お気づきになった点があれば、事務局のほうに電話なり、あるいは今はやりのメールとか、あるいは書面で御意見を頂戴いただければと思います。

だんだん、次回あるいはその後になってきますと、その時点でまた新しいことを考えるというのは大変難しい場合がございますので、できれば早いうちに御意見を賜っておいたらよいかと思います。

ということで、きょうは御勘弁していただけますでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、本日の審議会は、審議事項についてはこれで終了とさせていただきますので、事務局へお返しいたします。

---

## ◎連絡事項

**みどり公園課長** それでは最後に連絡事項を申し上げます。

平成28年度のみどりの推進審議会につきましては、4回開催させていただきました。毎回活発な御議論とともに、貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

28年度につきましては本日が最後の審議会の予定ですが、3月末までに急を要する案件が生じた場合には、別途小委員会を招集していただく場合がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会につきましては、平成29年度に入ってから、5月に開催する予定でございます。現在の第13期委員の任期は平成29年7月31日までとなっておりますので、29年度につきましても、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

**熊谷会長** 以上でよろしいですか。

---

#### ◎閉会

**熊谷会長** それでは本日のみどりの推進審議会は、これをもちまして終了とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

午後零時02分閉会